

阿南市移動支援事業個別支援型実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促し、その生活圏の拡大を図ることを目的とする移動支援事業（以下「支援事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障がい者等 身体障害者手帳の交付を受けた障がい者等であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。次号において「規則」という。）別表第5号に規定する視覚障害の障害程度等級が1級又は2級の者
- (2) 全身性障がい者等 身体障害者手帳の交付を受けた障がい者等であって、規則別表第5号に規定する肢体不自由の障害程度等級が1級で、両上肢及び両下肢（移動機能障害を含む。）の機能の障害を有する者
- (3) 知的障がい者等 療育手帳の交付を受けた障がい者等であって、一人で外出することが困難である者
- (4) 精神障がい者等 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障がい者等であって、一人で外出することが困難である者

(対象者)

第3条 支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、阿南市（以下「市」という。）に住所を有する在宅の障がい者等であって、前条各号のいずれかに該当し、支援事業の支給が必要と市長が認めたものとする。ただし、前条各号のいずれにも該当しない障がい者等であっても、身体障害者手帳の等級が1級又は2級であり、重度の上肢及び下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害を有し、屋外での移動に常時支援が必要と市長が認めた場合は、なお対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、重度訪問介護、行動援護及び同行援護受給者は、対象者としなない。

（支援事業の内容）

第4条 支援事業は、障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動において、次の各号に規定する支援を提供するものとし、原則として1日で用務を終えるものに限る。

- (1) 外出時の移動の介護又は介助
- (2) 外出先での排泄、食事等の介護又は介助
- (3) 外出先での代筆、代読等
- (4) その他外出に伴い必要と認められる身の回りの世話

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、支援事業の対象としなない。

- (1) 通院
- (2) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (3) 通年かつ長期にわたる外出（ただし、次条第2項に規定する通学を除く。）
- (4) 宗教布教活動、政治活動（選挙における投票を除く。）
、公序良俗に反する活動その他支援事業の目的に鑑みふさわしくない外出

（支給量の上限）

第5条 支援事業の支給量は、対象者1人当たり1か月35時

間以内とする。

- 2 対象者のうち、障がい児にあっては、その保護者が疾病等のため通学の手段が他にない場合であって、単独で通学することが困難であるときに限り、前項の支給量とは別に1か月4回以内の支給を認めることとする。

(利用の申請)

第6条 支援事業の利用を希望する対象者又はその保護者は、あらかじめ市長に対し、地域生活支援事業支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

- 2 市長は、支給申請書が提出されたときには、必要な調査を行い、支援事業の支給の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、支援事業の支給の決定(以下「支給決定」という。)をしたときには、支給決定を受けた対象者又はその保護者(以下「利用者」という。)に対し、地域生活支援事業支給決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

- 4 市長は、支援事業の支給申請却下の決定をしたときには、支給申請書を提出した障がい者等又はその保護者に対し、地域生活支援事業却下決定通知書(様式第3号。以下「却下決定通知書」という。)によりその旨を通知するものとする。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、利用者に対し、地域生活支援事業受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

(支給量の変更)

第8条 利用者は、支給量の変更が必要な場合には、地域生活支援事業支給変更申請書(様式第4号。以下「支給変更申請書」という。)により支給量変更の申請を行うことができる。

- 2 市長は、支給変更申請書が提出された場合には、必要な調査を行い、適当と認めたときは、支給量の変更を決定し、利

用者に対し、地域生活支援事業支給変更決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、利用者に対し、支給量の記載を変更した利用者証を交付するものとする。

- 3 市長は、支給量の変更の申請を却下するときには、利用者に対し、却下決定通知書によりその旨を通知するものとする。
（支給決定の取消し）

第9条 市長は、利用者が支援事業の支給を受ける必要がなくなったと認めるときには、支給決定を取り消すことができる。
（支援事業委託契約の締結）

第10条 支援事業を行うことができる事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしているもので、市長との間で支援事業委託契約（以下「委託契約」という。）を締結した事業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 法における介護給付居宅介護（ホームヘルプ）事業の徳島県の事業所指定を取得しているもの
(2) 次の研修の課程を修了し、研修を修了した旨の証明書の交付を受けた従業者が配置されているもの

研修課程等 利用者の類型	介護福祉士	障害1～3級	移動（視覚）	移動（全身性）	移動（知的）	日常生活支援（全身性）	介護保険の訪問介護員
視覚障がい者等			○				
全身性障がい者等				○		○	
知的障がい者等	○	○			○		○
精神障がい者等	○	○					○

い者等							
-----	--	--	--	--	--	--	--

(支援事業利用契約の締結)

第11条 利用者は、支援事業を利用しようとするときは、事業者と支援事業利用契約（以下「利用契約」という。）を締結しなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、利用契約を締結する場合には、あらかじめ利用者等に、対象者の障がい特性に応じた配慮をしつつ、当該事業者の運営規定の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応及び苦情解決の体制等の重要事項を記した文書を交付して、その説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用契約を締結したときは、利用者に対し受給者証の提示を求め、契約支給量その他必要な事項を受給者証に記載しなければならない。

3 事業者及びその従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用者負担額)

第13条 利用者は、支援事業の実施に要する経費として、別表に定める移動支援サービス基準額の1割の額（以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。ただし、市町村民税均等割非課税世帯及び生活保護世帯の利用者においては、その負担を免除する。

2 利用者は、利用者負担額のほか、事業者が当該利用者の受入れに要した実費費用を負担しなければならない。

3 利用者は、利用者負担額及び前項の実費費用を直接事業者を支払うものとする。

(委託料)

第14条 市長は、事業者が支援事業に係るサービスを利用者に提供したときには、事業者の請求に基づき、移動支援事業

委託料（以下「委託料」という。）として別表に定める移動支援サービス基準額から利用者負担額を差し引いた金額を支払うものとする。

- 2 市長は、前項の請求があった場合には、その内容を審査の上、適当と認めたときは、請求があった日から30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

（調査及び指導監査等）

第15条 市長は、支援事業の実施及び委託料の支払に関して必要があると認めるときには、事業者、その従業者その他支援事業に携わる者に対し、帳簿書類その他物件の提出若しくは提示若しくはその出頭を求め、又は市の職員にその施設への立入り、調査及び指導監査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

- 2 市長は、調査等により、適切な支援事業の実施に関して必要があると認めるときには、事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

- 3 事業者は、第1項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査等に協力するとともに、前項に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 市の職員は、調査等を行うときには身分証明証を携帯し、かつ、関係人の請求があるときにはこれを提示しなければならない。

（委託契約の解除）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者との委託契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、不正の手段により第10条第1号の指定を受けたとき。
- (2) 事業者が、第10条の要件を満たすことができなくなったとき。

(3) 委託料の請求に関し、不正があったとき。

(4) 事業者又はその従業者が、前条第1項に規定する調査等に協力せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第2項に規定する指導又は助言に従って必要な改善を行わないとき。

2 市長は、前項の規定により委託契約を解除したときには、当該事業者に対し、文書によりその旨を通知し、以後再び委託契約の締結を行わないこととする。

(不当利得の返還請求等)

第17条 市長は、偽りその他不正の行為により支援事業の支給を受けた利用者があるときは、その者から、当該委託料相当額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、事業者が偽りその他不正の行為により委託料の支払を受けたときは、当該事業者からその支払済みの委託料の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日阿南市要綱第13号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第13条、第14条関係）

移動支援サービス基準額

算定 時間	30分 以下	30分を 超え 1時間 以下	1時間 を超え 1時間 30分以 下	1時間 30分 を超え 2時間 以下	2時間 を超え 2時間 30分以 下	2時間 30分 を超え 3時間 以下	以後 30分 毎に 加算
単価	1,500 円	2,700 円	4,000 円	4,800 円	5,600 円	6,300 円	800 円